

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年5月19日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地、用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区山ノ内西裏町15番地49 一戸建ての住宅 鉄骨造4階建て	京都市右京区山ノ内宮前町26番地16 佐藤 通雄 佐藤 洋子	平成18年 4月26日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項
	京都府与謝郡与謝野町字岩滝2255番地 株式会社創商 代表取締役 上田 雅昭			

(都市計画局建築指導部監察課)